

所管行政庁における独自基準の設定状況

- 気候風土適応住宅は、国土交通大臣が定める基準のほかに、所管行政庁がその地域の自然的・社会的条件の特殊性に応じて、独自基準を定めることができる。
- 所管行政庁による独自基準について、令和7年5月時点で25行政庁が運用を開始し、25行政庁が検討中。

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域	規模・構造	主な独自仕様	共通的な仕様
R 3年4月	熊本県（県及び熊本市、八代市、天草市）	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・くまもと型伝統構法による木造建築物 （構造材を県産木材とする等）	・県産木材の使用 ・伝統的な継手仕口 ・石場建て等の開放的な床下 ・深い庇 ・通風に配慮した窓
R 4年3月	宮崎県（県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・軒裏が野地板現し ・瓦屋根、茅葺屋根	
R 4年4月	福岡県（県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・外壁の過半が県産木材による板張り壁 ・瓦屋根	
	沖縄県（県及び那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の住宅※構造は問わない	・花ブロック、ルーバー ・屋上緑化、壁面緑化	・深い庇 ・通風に配慮した窓
R 4年12月	埼玉県（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）	県所管内	延べ床面積300㎡未満の住宅	・柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造 ・外皮平均熱貫流率（U_A値）を1.54W/㎡K以下	・県産木材の使用
R6年4月	長崎県	県内全域	延べ面積が 300 ㎡未満の木造住宅	・軒の出が0.9m以上 ・6 畳以上の畳の間又は 5 ㎡以上の土間 ・柱・土台に県産材の使用	・手刻み加工による、伝統的な継手仕口 ・通風に配慮した間口
	鹿児島県	県内全域	木造住宅 ※併用住宅は含まない	・瓦葺や茅葺、金属板葺屋根 ・構造材はかごしま材や古材の使用	
R7年4月	富山県	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・貫工法等、土間設置、床下が開放的であること ・通り側の窓が木製建具であり、かつ外側に格子窓があること	—
	滋賀県	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・主たる居室が竿縁天井または網代天井 ・縁側を設け、室内側に多層構成の建具 ・県産材を7.5㎡以上使用 ・柱芯から垂木などの支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒 ・自然通風を配慮した複数の窓	—
時期未定	埼玉県（飯能市、東松山市）群馬県みどり市、長野県、静岡県、愛知県、三重県、石川県金沢市、岡山県（県及び岡山市、倉敷市、玉野市、津山市、新見市）、徳島県、香川県、大分県（県及び大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、宇佐市）、佐賀県（県及び佐賀市）				



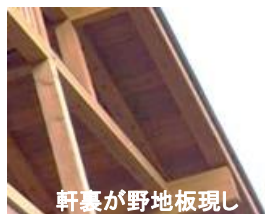
石場建て



深い庇・軒



地域産の材料の使用



軒裏が野地板現し



県産木材の板張り壁



屋根の遮熱(屋上緑化)



日射遮蔽(花ブロック)

- ・ 気候風土適応住宅を継承していくうえで必要な、所管行政庁における気候風土適応住宅の独自基準の策定を促進するため、所管行政庁と連携して活動する建築関係団体等の取組みに対して支援を実施。
- ・ 気候風土適応住宅の活用や所管行政庁による、独自基準の策定に関する相談窓口を開設。

① 独自基準策定の検討費支援

地方の自然的社会的条件の特殊性を踏まえた基準の策定を促進するため、民間事業者が所管行政庁と連携して行う、基準案の作成等の取組を支援する。

【主な事業者】 所管行政庁、建築団体(士会)等

【主な補助対象】 独自基準案の検討、独自基準に関する勉強会の開催や周知への費用

【補助額】 1自治体あたり上限300万円

【申請期間】 令和7年4月30日～令和7年12月15日(予算達成次第終了)

【R7要件見直し】支援済自治体でも継続・見直しがあれば支援 など

② 相談窓口の開設

国が定めた要件及び独自基準の要件等の気候風土適応住宅における相談窓口を開設し、国が定める基準の内容や独自基準策定に係る技術な支援を行う。

【相談先】 一般財団法人環境共生まちづくり協会

【相談方法】 問い合わせフォームまたは電話

【電話受付時間】 月～金曜日 10:30～16:30(祝日、年末年始を除く)

③ ガイドラインの公開

気候風土適応住宅の独自基準の策定のための手順や事例をホームページで公表している。

【URL】 <https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sanko.html>

<気候風土適応住宅のイメージ>

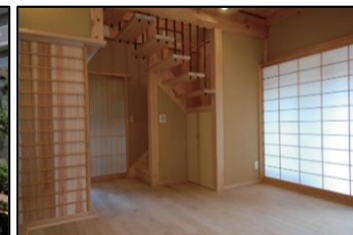
■ 国が定める基準について

国土交通大臣が定める基準(「気候風土適応住宅の基準」という。)には、次のような要件に適合しなくてはならない。

・外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること



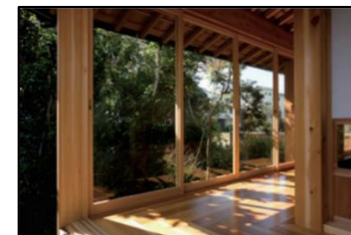
外側真壁



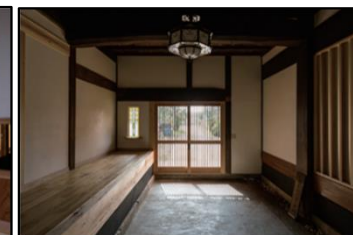
内側真壁

■ 所管行政庁が定める独自基準について

所管行政庁が独自基準を策定する際に参考となる、地域の気候及び風土に応じた住宅の要素には、以下のような代表的ながある。



縁側



玄関土間